

小牧岩倉衛生組合予算決算会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月24日

小牧岩倉衛生組合
管理者 小牧市長 山下 史守朗

小牧岩倉衛生組合規則第1号

小牧岩倉衛生組合予算決算会計規則の一部を改正する規則

小牧岩倉衛生組合予算決算会計規則（昭和59年小牧岩倉衛生組合規則第6号）の一部を次のように改正する。

第53条中「規定する経費」の次に「のほか、生産物の売払いに係る取扱手数料」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。